

「博愛の園」介護老人福祉施設運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人博愛会が開設する特別養護老人ホーム博愛の園（以下「事業所」という）が行う指定介護老人福祉施設事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師・管理者・生活相談員・看護師・准看護師等看護職員・介護職員・機能訓練指導員・管理栄養士（以下「従業者」という）が、要介護の状態となった高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、その利用者が要介護の状態になった場合においても、個人の心身の特性をふまえて、可能な限り施設において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム博愛の園
- (2) 所在地 長野市浅川東条295-5

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に置く従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2名
利用者の生活全般における指導、相談援助業務を行う。
- (4) 介護職員又は看護職員
利用者の数が3名又は、その端数を増すごとに常勤1名以上とする。
介護職員は身体上または精神上の障がいがある利用者に入浴・排泄・食

事その他の介護を行う。また、看護職員は医師の指示のもと医療行為を行い、利用者の健康管理及び、療養上の指導を行う。

(5) 管理栄養士 1名

利用者に対する療養のため必要な栄養指導、個人の栄養状態に応じた給食の管理及び、栄養改善上必要な指導を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

身体的及び精神的状況に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 介護支援専門員 1名以上

利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(8) 調理員（外部事業者委託）

(9) 事務職員 3名

施設運営に係る事務を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は60名とする。

（事業の提供方法）

第6条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

（利用料等）

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、別途特別養護老人ホーム 博愛の園重要事項説明書に定める。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることとする。

- (1) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国等の補助等を受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) 居住に要する費用

- (4) 特別な食事提供を行ったときに伴う費用
 - (5) 理・美容に係る費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（介護職員の勤務体制）

第8条 介護職員の勤務体制については5交代制とする。

- 2 夜間の介護職員の勤務については、夜勤職員として3名を配置する。なお、夜勤の介護職員のほかに宿直職員を配置する。

（介護の内容）

第9条 事業の提供に当たっては、在宅生活への復帰を図ることを基本理念とし、利用者の心身の状況及び家庭環境に応じ、利用者の自立の支援と残存能力の強化を図り、さらなる日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により入浴を実施する。なお、入浴の実施にあたっては、事前に血圧測定等の健康管理を行うこととし、入浴が困難と認められた場合は、清拭を実施するなどして利用者の清潔保持に努める。
- 3 排泄の介護にあたっては、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助等適切な方法により実施する。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、利用者の心身及び日活動状況に適したおむつを提供するとともに、利用者の排泄状況を踏まえて実施する。
- 5 前各項に定めるほか、利用者の生活面での積極性を向上させるため、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行う。

（施設の利用にあたっての注意事項）

第10条 利用者は居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及び従業者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置を認めるものとする。但し、その場合事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとする。

- 3 利用者は、施設、設備について、故意または重大な過失、もしくは認知症等により明らかな意思が認められない場合において、結果的に滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を払うものとする。

（食事の提供）

- 第11条 利用者の年齢、身体的状況に応じた適切な栄養価及び内容の食事を管理栄養士のもと提供を行い、食事時間は充分取るものとする。なお、夕食時間は午後6時とする。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けることとする。

（記録の整備）

- 第12条 事業所は次の各号に掲げる記録を整備するものとする。
- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
 - 3 事業に関する諸記録
 - (1) 指定介護福祉事業計画書
 - (2) 提供した個々の事業に係わる記録
 - (3) 緊急やむをえない場合に行った身体的拘束等に関する記録
 - 4 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合の市町村への通知
 - (1) 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

- 第13条 利用者に病状の急変が生じた場合、及びその他連絡が必要な場合は、速かに、主治医、または協力医療機関への対応を行う等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 非常災害に際しては、消防法施行規則第3条の規定による消防計画等により対処することとし、避難・救出訓練の実施等の対策をとるなど万全を期することとする。

（非常災害対策）

- 第14条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他福祉運営についての重要事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上のために、事業に関する研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 事業所に損害賠償責任が生じた場合には、加入する賠償責任保険により対処することとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人博愛会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

付則

この規程は、平成12年10月2日から施行する。

平成17年10月1日 改訂

平成22年11月1日 改訂

平成27年 6月1日 改訂

令和5年 4月1日 改訂

令和5年 12月27日 改訂